

令和5年6月9日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 12件
(うちパワーコンディショナ(太陽光発電システム用)1件、
リチウム電池内蔵充電器3件、布団乾燥機1件、
タブレット端末1件、ヘアアイロン1件、
電子レンジ1件、電気衣類乾燥機1件、
ポータブル電源(リチウムイオン)2件、椅子(ソファ)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当: 石田、首藤、庄田

電話: 03(3507)9204(直通)

FAX: 03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300185	令和5年5月26日	令和5年6月5日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	
A202300186	令和5年3月18日	令和5年6月5日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を溶融し、周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	令和5年5月11日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年5月31日
A202300187	令和5年5月18日	令和5年6月6日	布団乾燥機	火災	当該製品を使用中、異音がしたため確認すると、当該製品の電源プラグ部及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	製造から20年以上経過した製品
A202300188	令和3年6月14日	令和5年6月6日	タブレット端末	火災	当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福島県	令和3年7月8日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年5月25日
A202300189	令和5年4月16日	令和5年6月6日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品で携帯電話機(スマートフォン)を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	令和5年6月1日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年4月24日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A202300190	令和5年3月24日	令和5年6月6日	ヘアアイロン	重傷1名	当該製品を使用中、当該製品が左腕に接触し、火傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年5月31日

A202300191	令和5年5月25日	令和5年6月6日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	茨城県	
A202300192	令和5年5月22日	令和5年6月7日	電子レンジ	火災	宿泊施設で当該製品を使用後、異臭がしたため確認すると、当該製品の庫内を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A202300193	令和5年5月23日	令和5年6月7日	電気衣類乾燥機	火災	当該製品を使用後、異臭がしたため確認すると、当該製品内部を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202300194	令和5年5月 ※不明	令和5年6月7日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災	車両内で異臭がしたため確認すると、当該製品を溶融し、周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	徳島県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年6月3日
A202300195	令和5年5月25日	令和5年6月7日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災	事務所で当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202300196	令和5年5月9日	令和5年6月7日	椅子(ソファ)	重傷1名	当該製品の脚に引っ掛かり、転倒し、右足指を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛媛県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年5月31日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件
 該当案件なし